

ハラスメント関連規程の 整備と大学の課題

～快適なキャンパス環境をつくるために～

◆ 2016年6月23日(木)

● 午後15時10分～16時40分

場所／西宮上ヶ原キャンパス

関西学院会館レセプションホール

◆ 講師／^{いし}石 ^{もと}元 ^{きよ}清 ^{ひで}英 氏

(関西大学社会学部教授)

*本講演会では手話通訳・パソコンテイクによる情報保障を予定しています。
また、録音、録画を行い図書館資料として保存しますのでご活用下さい。

■講演内容

1999年に全国の大学に対してセクシュアル・ハラスメントの防止に関する文部省通知が出されたのを機に、セクシュアル・ハラスメント防止体制を整備する大学が急増しました。そして、2005年前後から、それまでのセクシュアル・ハラスメント防止に加え、アカデミック・ハラスメントやパワー・ハラスメントなども対象として、ハラスメント全般に対応する体制に再編する大学がみられるようになりました。いうまでもなく、セクシュアル・ハラスメントをはじめ、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメントなどのハラスメント事象は、被害者の人格を傷つける人権侵害です。大学がこうした人権侵害の発生を防止し、もしも被害が生じた場合には、被害者の救済に取り組むことは、大学の責任として大学構成員の人権を保障するということです。

それまで大学が学内の人権侵害事象に対応することは、まったくなかったわけではありませんが、ややもすれば、人権侵害事象は個人的な事柄とみなされ、大学が正面からそれらに取り組むことは、非常に少なかったといえます。大学によるハラスメント防止体制の整備は、大学としてあらゆる人権侵害を許さないという姿勢の表明といってよいものです。こうした意義をふまえながら、快適なキャンパス環境をつくっていくことの意味を考えてみます。

■講師紹介

1953年生まれ。関西大学社会学部教授。関西大学人権問題研究室長を兼務。1997年にキャンパス・セクシュアル・ハラスメント全国ネットワークの結成に携わり、関西ブロック事務局を務める。

総合テーマ：

Towards the Realization
of Human Rights

— 人権保障の実現を目指して
(2015～2019年度)

